

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の目標

#### 1. 基本方針

近年の廃棄物行政における基本政策は、循環型社会の実現であり、廃棄物等の発生を抑制し、排出された資源物の再利用、再利用困難物の適正処理をより一層計画的に推進し天然資源の消費抑制、環境負荷への低減を図っていくことが強く求められている。したがって、本町としてもこれらを念頭におき、循環型社会を構築するために、以下の5つの基本方針を定めるものとする。

#### 環境への付加の軽減を図る

環境への負荷をできる限り少なくした循環型社会の形成に向けた施策を展開する。

#### 3Rを基調とした施策を進める

リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調にごみの減量化・再資源化を促進し、適正なごみ処理体制の構築を図る。

#### 環境教育の充実を図る

住民一人ひとりが、ごみを減らす工夫に心掛け、生活様式、活動様式を見直す等、ごみ問題に対する住民意識を高め、情報の提供や環境教育の充実を図る。

#### 町民・事業者・行政一体でごみ処理に取り組む

生産から流通、消費、廃棄に至るまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的なごみ処理を進めるため、町民のライフスタイルの変革と、事業者の環境に配慮した経済活動及び行政による支援・制度づくりが不可欠である。町民・事業者・行政がそれぞれ担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、自らの役割を実践し、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で積極的に取り組む。

#### 安全で確実な処理に取り組む

排出されるごみは、資源化や減量化・減容化等を図ることを念頭におき、ごみの種類に応じた効率的かつ適正な処理・処分に取り組む。

## 2. 計画処理区域

本計画における計画処理区域は、本町全域とする。

## 3. 処理主体

ごみの排出抑制・分別排出に関しては、排出者（町民・事業者）が主体となって取り組むものとし、行政はこれを補助・支援していくものとする。

収集・運搬は、各ごみ種類とも行政が主体となって取り組むものとする。また、事業者の排出するごみの運搬（搬入）については、排出者の責任により、事業者自らが行うことを原則とする。ただし、町民が粗大ごみに限りステーション等に排出できない場合、及び、事業所が自ら運搬（搬入）できない場合は、排出者（町民・事業者）が行政の許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うものとする。

中間処理（減量、減容、再資源化）及び最終処分に関しては、行政が主体となって事務を進めるものとする。ただし、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物など、行政による処理・処分が困難なものは、製造者責任又は排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

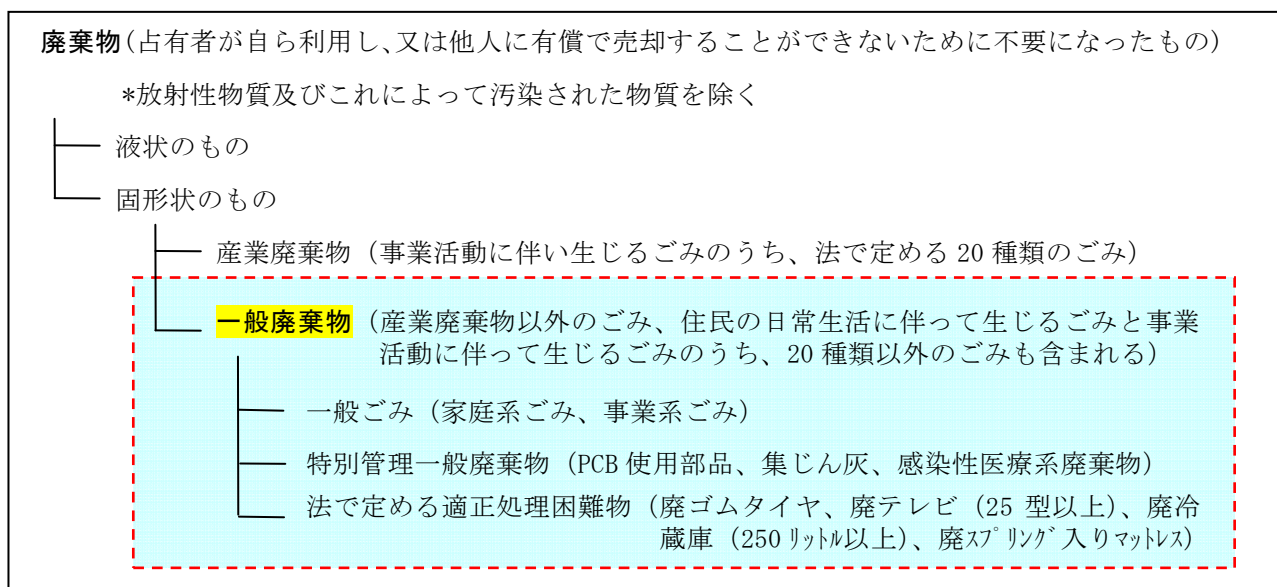
ごみ処理主体

排出者	排出抑制 分別排出	収集・運搬	中間処理(減量、 減容、再資源化)	最終処分
町民	町民	行政  (粗大ごみに限り、町民がステーション等に排出できない場合は、町の許可業者)	行政	行政
事業者	事業者	事業者  (自らが運搬(搬入)できない場合は町の許可業者)	行政	行政

#### 4. ごみ処理の対象

ごみ処理の対象は、原則として一般廃棄物とする。ただし、PCB使用部品並びに感染性医療系廃棄物等については、処理・処分が困難であるため対象外とする。

また、産業廃棄物のうち一般廃棄物と併せて処理できるもので、工作物除去に伴って生じた木くず、不燃性破片その他これに類するもので、自ら処分場へ搬入するもののうち、町が許可するものについては、処理の対象とする。



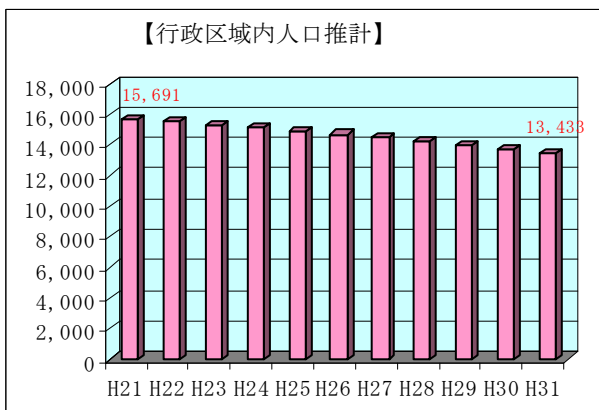
#### 処理・処分困難物の扱い

区 分	処理・処分困難物の扱い
PCB使用部品	・家電製品に使用されているPCB使用部品については、メーカー引取りとする。
感染性医療系廃棄物	・医療系廃棄物は (感染性のものも含む)、専門業者での処理・処分とする。
集じん灰	・集じん灰については、適正な焼却炉で焼却した場合のみ扱うものとする。
その他の適正処理困難物	・廃ゴムタイヤ等の一般廃棄物の処理については、販売店等の引取りとする。
家電リサイクル法対象廃棄物 (家電4品目)	・家庭用のエアコン、テレビ (ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、販売店の引取りとする。 ・法に基づく再商品化ができないものについては扱うものとする。
自動車リサイクル法適用使用済自動車	・使用済みとなった自動車は引取業者に引き渡すものとする。
家庭用使用済みパソコン	・資源有効利用促進法に基づき、メーカー等の引取りとする。

## 5. ごみの排出量の見通し

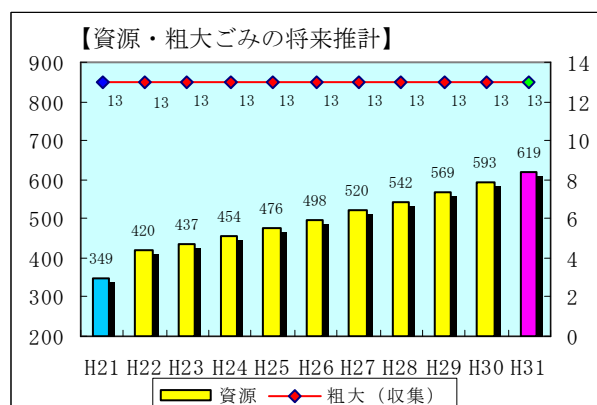
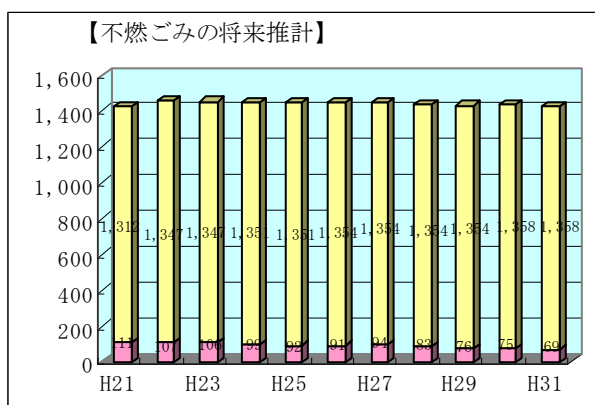
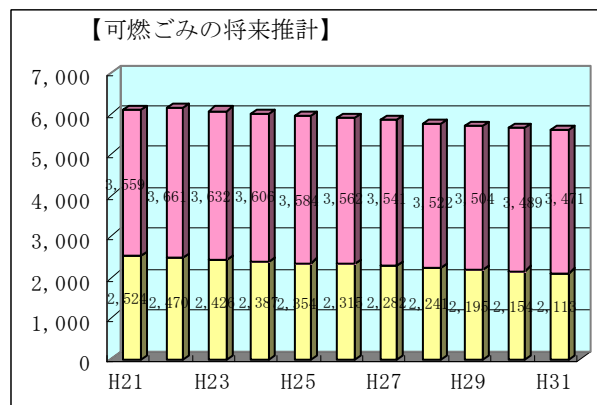
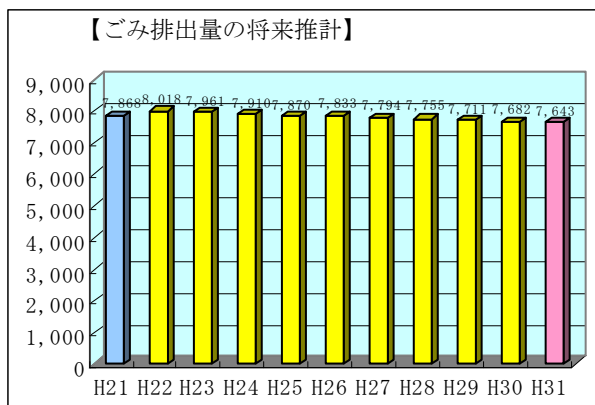
### 5-1 行政区域内人口の将来推計

過去10年間の実績を整理したうえで、その増減傾向を基に将来推計を行ったところ、平成31年度の行政区域内人口は、約13,433人（平成21年度実績に比べ2,258人減）となる見込である。



### 5-2 ごみ排出量の将来推計

過去5年間の実績を整理したうえで、その増減傾向を基に将来推計をおこなったところ、平成31年度のごみ排出量は、約7,643t（平成21年度実績に比べ225t減）となる見込である。



### 5-3 ごみ減量化の目標および再資源化の目標

#### ①ごみの減量化の目標

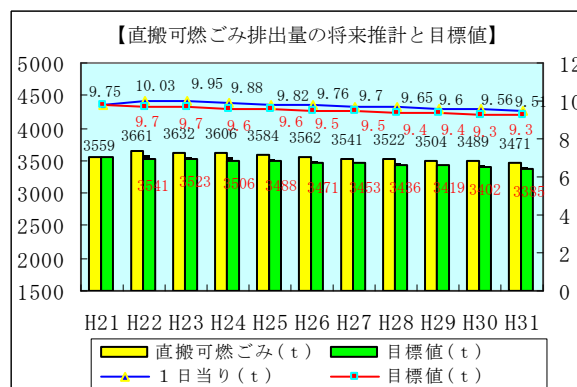
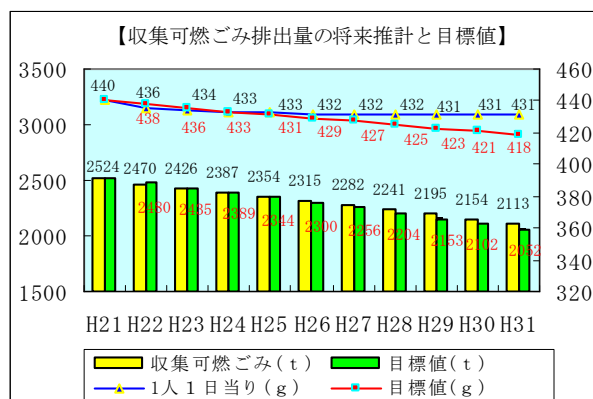
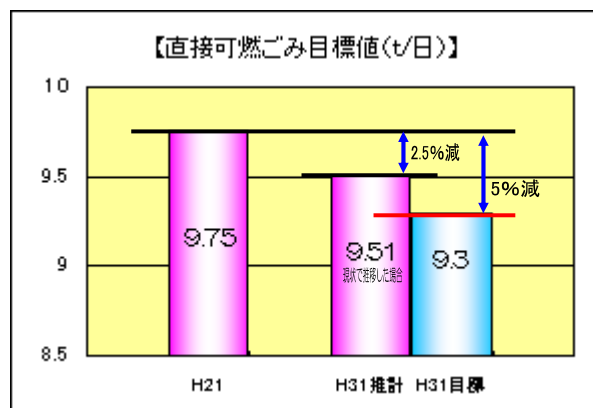
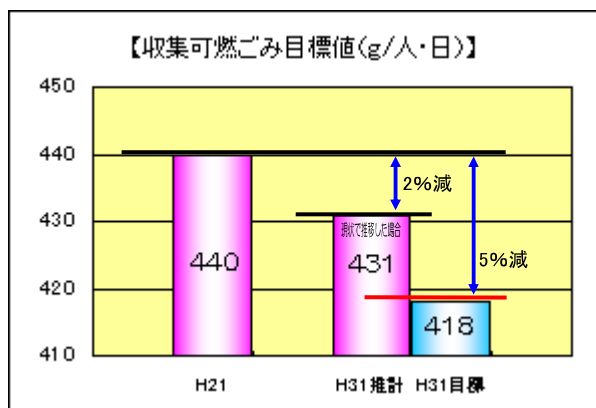
ごみの減量化については、収集可燃ごみ・直搬可燃ごみについて、5%以上削減という具体的な数値目標値を国及び島根県の目標値を参考に設定し減量に取り組んできた。

ごみの総排出量は、減少傾向ではあるが、現状のままでいくと平成31年度の収集可燃ごみ・直搬可燃ごみの排出量は5%削減の目標に達成しないため、今後も、より積極的な取り組みを行うこととする。

また、収集不燃ごみ及び直搬不燃ごみは、現行のごみ減量対策を継続し、収集資源ごみ、直搬資源ごみ及び収集粗大ごみについては、再資源化率を高めることによって減量化を図ることとするため、具体的な目標値を設定しないものとする。

ごみ減量目標値

項目		基準年 【平成21年度】	目標年 【平成31年度】
収集可燃ごみ 排出量	平成31年度排出量を基準年に対して、5%以上削減する。	440 g/人・日	418 g/人・日
直搬可燃ごみ 排出量	平成31年度排出量を基準年に対して、5%以上削減する。	9.75 t/日	9.3 t/日



## ②ごみの再資源化の目標

ごみの再資源化の目標については、具体的な数値目標ではなく、再資源化を講じていくごみの種類として設定するものとする。

### 【 再資源化の目標 】

排出されるごみのうち、つぎの品目について再資源化を推進していくものとする。

1. 容器包装リサイクル法に定める 10 品目
2. 粗大ごみ（家電 4 品目は除く）

## 第 2 節 排出抑制・再資源化計画

### 1. 排出抑制・再資源化施策

本町では、廃棄物循環型社会の実現に向け、以下に示すごみの排出抑制・再資源化に関する取り組みを行う。

#### (1) 廃棄物減量等に関する組織・体制の整備

廃棄物の減量等を促進するためには、行政が一方的に施策を立案し、実行するのではなく、排出者（住民、事業者）もこれらに関わっていくことが重要であるため、住民や事業者が加わって、減量等に関する事項を審議する「廃棄物減量等推進審議会」を設置する。

#### (2) 広報・啓発活動の推進

住民、事業者に対してごみの排出抑制・再資源化ならびにごみ問題に関する意識や排出マナーの向上のために、啓発活動をより一層推進していく。

#### <主な広報・啓発事項>

- ①ごみの分別区分・分別基準
- ②分別排出の徹底
- ③野焼き禁止
- ④不法投棄の防止

#### <広報・啓発活動の方法>

- ①役場をはじめとする公共施設等の掲示板の活用
- ②自治会等地域の回覧板の活用
- ③各種刊行物（広報誌、チラシ等）の配布
- ④インターネットによる本町のホームページの利用
- ⑤副読本の配布

### **(3) 環境教育の推進**

ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等を実施し、学習機会を創出していく。

### **(4) 資源ごみ分別収集の推進**

ごみの再資源化をより一層促進するため、排出者（住民、事業者）に対し、資源ごみの分別排出について協力を求めるとともに、容器包装リサイクル法に定める 10 品目について、再資源化を推進していく。

### **(5) 生ごみの自家処理促進**

生ごみ処理用機器（生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機等）による自家処理は、ごみ減量化の有効な手段である。したがって、生ごみの自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう情報提供等を実施していく。

### **(6) 包装廃棄物の減量**

包装廃棄物の減量を図るため事業者に対しては、過剰包装の自粛要請や島根県が取り組んでいる「しまねエコショップ」の登録制度に協力していく。さらに、住民や事業者の双方による取り組みを促すことで、包装廃棄物がより一層削減されるよう施策の展開を図る。

### **(7) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制**

消費者（住民、事業者）に対して、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制について協力を求めていく。

### **(8) 容器等店頭回収の促進**

スーパー、商店等において、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を促進させるとともに、住民に対しても店頭回収に協力するよう求める。

### **(9) 行政等における排出抑制**

役場など公共施設から排出されるごみの抑制を図るため、ペーパーレス化や物品等の長期使用に努めるとともに、再生品を使用した事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の積極的な使用を図っていく。さらに、学校・保育園の給食等における生ごみの排出抑制・再資源化を図る。

### **(10) 事業者に対する減量化指導の徹底**

事業系ごみの減量化・再資源化を促進するために、排出状況の把握に努めるとともに事業者の減量化実施計画の作成指導を通じて、自己処理の徹底や計画的な排出抑制対策を図るよう要請していく。

### **(11) マイバッグ運動（レジ袋の削減）**

隠岐の島町レジ袋削減推進協議会や関係団体、エコ隠岐ショップ参加店舗と連携し、マイバッグ運動（買い物袋の持参運動）等を推進していく。

## 2. 住民・事業者・行政の役割

排出抑制・再資源化施策の実践にあたっては、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で相互に協力していくことが重要であることから、三者が密接に連携することを念頭に置き、それぞれの役割を果たして、ごみの排出抑制・再資源化に取り組んでいく。

住民・事業者・行政の役割

施策	行政	住民	事業者
(1) 廃棄物減量等に関する組織・体制の整備	・条例・要綱等の制定 ・推進審議会を設置	・推進審議会への参画	・推進審議会への参画
(2) 広報啓発活動の推進	・各種媒体を活用した広報・啓発活動の強化	・広報、啓発事項の認識 ・情報の活用	・広報、啓発事項の認識 ・情報の活用
(3) 環境教育の推進	・副読本の作成 ・ごみ処理施設見学会等の実施による学習機会の創出	・副読本の活用 ・学習機会の利用	・副読本の活用 ・学習機会の利用
(4) 資源ごみ分別収集の推進	・分別収集実施の広報 ・収集・運搬体制の整備 ・対象品目の資源化 ・資源化ルートの確保・整備	・分別排出の徹底	・分別排出の徹底
(5) 生ごみの自家処理促進	・住民・事業者への広報 ・補助制度の検討 ・支援体制の充実	・生ごみ処理用機器の活用、適正な維持管理、継続的な使用 ・行政回収への生ごみの排出抑制 ・堆肥の活用	・生ごみ処理用機器の設置 ・生ごみ処理用機器の活用、適正な維持管理、継続的な使用 ・行政回収への生ごみの排出抑制 ・堆肥の活用
(6) 包装廃棄物の減量	・店舗等の自発的取り組みの支援	・過剰包装の拒否 ・店舗等への協力	・簡易包装の推進 ・リサイクルを考慮した包装容器の選定 ・梱包方法の工夫 ・不用な梱包材の回収再生利用
(7) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制	・住民・事業者への再生品使用の要請	・再生品の使用	(一般事業者) ・事務用品等の再生品使用 ・従業員の教育・指導 (小売業者) ・包装資材等への再生品使用 (製造業者) ・原材料における再生品の使用 ・商品の材質表示 ・リサイクルが容易な商品の開発・販売
(8) 容器等店頭回収の促進	・店舗等での店頭回収の要請	・店舗等への協力	・店頭回収の実施
(9) 行政等における排出抑制	・関係者の意識改革 ・事務用品等の再生品使用 ・学校・保育園の給食等における生ごみの排出抑制・再資源化検討		
(10) 事業者に対する減量化指導の徹底	・該当事業所の把握 ・減量化の指導 ・減量化の成果確認		・減量化実施計画策定 ・計画の実践
(11) マイバッグ運動	・住民に対し買い物かご、袋持参の協力要請	・買い物かご、袋の使用	

### 第3節 分別収集計画

#### 1. 分別収集に関する目標

本町において、今後も資源ごみ等の分別収集によりごみの再資源化を推進していくことを目標とする。

#### 2. 分別収集の検討

##### 2-1 資源ごみ収集の検討

###### ①資源化の現状

分別区分と容器包装廃棄物との関連は、排出ごみのうち、資源化されている容器包装類は、カン類、びん類、ペットボトル、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、広告チラシ、書類、カタログ等）である。その他、容器包装リサイクル法を活用して資源化が図れる紙パック、その他紙製容器包装類、その他プラスチック製容器包装類は焼却している。

分別区分と資源化可能物

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
内容	台所ごみ（生ごみ） 紙・布類、木くず、 庭草類、プラスチック 容器、ポリ袋類、 発泡スチロール類・ カップ類、皮・ゴム類	ガラス類、陶器類、 金属類、電気（小 型）・台所製品類	カン・びん・ペット ボトル・古紙類	タンス、机、ベッド、 自転車、食器棚、ジ ュータン、イス、ス トープ、レンジなど
対象物	×紙パック ×その他紙製容器包 装類 ×その他プラスチッ ク製容器包装類		○アルミ缶 ○スチール缶 ○ガラス（無色・茶 色・その他の色） ○ペットボトル ○古紙類	

注)

1. 表中の「対象物は、資源ごみとして分別収集等することで再商品化、再生利用が容易となるもの。
2. 対象物の頭の記号（○×）は、「○現在資源化」、「×現在資源化していない」を示す。

###### ②資源化対象物の検討

紙パック、その他紙製容器包装類、古紙類

容器包装リサイクル法では、紙類について牛乳パックなどの「紙パック」、「ダンボール」、包装紙などの「その他紙製容器包装類」の3種類に分別する必要がある。

このうち牛乳パック、ダンボール、新聞、雑誌、書籍、チラシ、カタログなどを古紙類として、家庭用を個別に回収している。また、事業系のものについては、直接搬入により実施している。紙パックは、店頭回収等により実施しているところもあるので、実施の際は、関係者と十分協議し、資源化を図るものとする。

また、その他紙製容器包装類は、分別に際しては雑多なものが多く、住民の協力も得られにくく、リサイクルの推進により焼却対象ごみがちゅう芥類主体となり、安定燃焼が行い難くなるため、長期的な課題として今後の可燃ごみ処理等の動向を見極めたうえで資源化の検討を行なうものとする。

### ペットボトル、その他プラスチック製容器包装類

容器包装リサイクル法では、プラスチック類について「ペットボトル」、「その他プラスチック製容器包装類」の2種類に分別する必要がある。

ペットボトルについては、資源ごみとして分別収集している。しかし、その他プラスチック製容器包装類は焼却対象物としている。

本町の焼却対象ごみ中には、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が15.3%あり、この中にプラスチック製容器包装類が潜在していることから、これを資源化することは焼却量の削減となる。

加えてプラスチックごみは、焼却時の低位発熱量がその他の可燃ごみと比べて高く、資源化によりごみ質が改善（低カロリー化）される。

その他プラスチック製容器包装類の資源化については、その他紙製容器包装類のように雑多なものが多く、分別協力が得にくいものであるが、町民の協力により、積極的に資源化について検討する。

### カン類（スチール缶、アルミ缶）、びん類（無色、茶色、その他）

カン類、びん類は、資源ごみとして分別収集し、資源化しており、引き続き資源化対象とする。

### ③分別方式

本町における分別方式案を、今後住民の意向、財政の効率的運用等を鑑みたくうえで有効な方式を検討・設定していくものとする。

本町における分別方式案

ごみ区分	今後の方針など
可燃ごみ ○台所ごみ（生ごみ） ○紙・布類 ○木くず、庭草類 ○皮・ゴム類 ○容器包装以外のプラスチック類	○資源化ができない、あるいは困難性の高いごみとする。 ○台所ごみ(生ごみ)は、自家処理を推進する。 ○容器包装リサイクル法適用物である紙パックは、当面店頭回収等による自主回収を推進する。 ○容器包装リサイクル適用物である、その他紙製容器包装類については、長期的なスパンで資源化を検討するが、当面は可燃ごみとして適正処理する。
不燃ごみ ○ガラス類 ○陶器類 ○金属類 ○電気(小型)・台所製品類	○資源化できない、あるいは困難性の高いものとする。 ○家庭用使用済みパソコンを除く。
資源ごみ ○かん類（アルミ・スチール） ○びん類（無色・茶色・その他） ○プラスチック製容器包装類（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装類） ○古紙類	○容器包装リサイクル法に定める品目について、積極的に資源化について検討する。
粗大ごみ タンス、机、ベッド、自転車、食器棚、ジュータン、イス、ストーブ、レンジなど （一辺の長さおよび高さが 50cm 以上のもの）	○家電リサイクル法適用物及び家庭用使用済みパソコンを除く粗大物とする。 ○家電リサイクル法適用物については、販売店による引取を基本とするが、引取りが行なえないもの(法に基づく再商品化ができないもの)については直接搬入により、法に基づく引渡しを行なうものとする。

## 第4節 ごみの適正処理計画

### 1. 収集・運搬計画

#### 1-1 収集運搬に関する目標

ごみの発生・排出状況及び処理・処分方法に即した住民サービスの適正化及び合理的、効率的な収集・運搬体制の整備を目指すものとする。

#### 1-2 収集・運搬の方法

将来における収集・運搬の方法は、現行体制を踏襲していくことを基本とするが、容器包装リサイクル法への対応や住民サービスの向上の観点から、以下の事項について検討していくこととする。

#### ①その他プラスチック製容器包装類の分別区分

分別区分の追加に対応した収集・運搬体制の見直しを検討する。

#### ②高齢社会への対応

ごみ収集ステーション等に搬出することが困難な世帯に配慮した個別収集等の導入を検討する。

#### ③収集ステーション等の設置・管理

隠岐の島町環境保全条例に基づき、設置している当該地区又は管理受託者等が維持管理を行うこととする。

#### ④収集運搬車両の更新

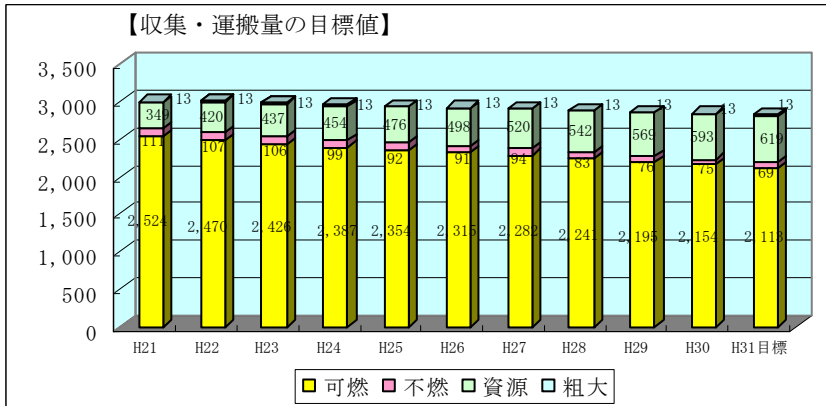
クリーンエネルギー車（電動、エタノール等）の導入について検討する。

目標年次における収集・運搬体制

区 分		収集回数	収集形態	排出方法	
家庭系 ご み	可燃ごみ	週2回	直営	ステーション 各戸方式	
	不燃ごみ	月2回	委託	ステーション 各戸方式	
	資源ごみ	カン類	月2回	委託	ステーション 各戸方式
		びん類			
		プラスチック製容器包装類(ペット ボトル・その他プラスチック製容器 包装類)			
古紙類	月1回				
粗大ごみ	随時 (電話申込)	委託	各戸方式		
事業系 ご み	可燃ごみ	随時	許可	各戸方式	
	不燃ごみ				
	資源ごみ(分別は、家庭系と同じ)				
	粗大ごみ				
直接搬入ごみ		随時	排出者	—	

## 1-2 収集・運搬の量

本計画における収集・運搬量の見込みは、次のとおりである。なお、ここで示す量は、ごみ減量目標値を設定した場合のものである。



## 2. 中間処理計画

### 2-1 中間処理に関する目標

町内から搬入されるごみを、安定的かつ効率的に処理するため適切に運転管理し、機能の維持保全に努める。

### 2-2 中間処理の方法

将来においても現行体制を踏襲し、中間処理を行っていくものとする。

また、破碎・選別や選別・圧縮後のリサイクルセンター処理残渣については、焼却による減量化・減容化を図るものとする。

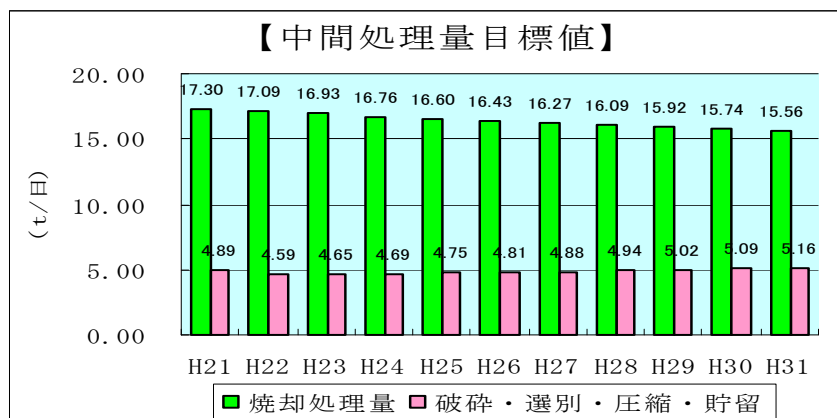
なお、資源ごみについては、リサイクルセンターに保管した後、指定法人及び関係業者に引き渡すものとする。

### ごみの処理方法

ごみ種類	処 理 方 針
可燃ごみ	○島後清掃センター（焼却施設）により焼却処理を行い、減容化を行う。 ○処理に伴うダイオキシン類については、適正処理を維持し、その排出量を削減する。
資源ごみ	○島後リサイクルセンターにより、選別・圧縮処理等を行い、効率的に回収し、資源化する。
不燃ごみ 粗大ごみ	○島後リサイクルセンターにより破碎・選別・圧縮処理等を行い資源物の回収、埋立物の減容化を効率的に行う。

## 2-3 中間処理の量

本計画における中間処理量の見込みは、次のとおりである。なお、ここで示す量は、ごみ減量目標値を設定した場合のものである。



\*1 収集可燃ごみ、直搬可燃ごみ、リサイクルセンター可燃性残渣

\*2 収集不燃ごみ、直搬不燃ごみ、収集資源ごみ、直搬資源ごみ、収集粗大ごみ

## 2-4 中間処理の施策

### ①可燃ごみ

可燃ごみは、島後清掃センター（焼却施設）で適正処理を行なうが、ダイオキシン類の排出抑制のため、廃棄物処理法に基づく維持管理基準を遵守するなど、適正な運営に努める。低位発熱量は、平成12年度以降、7,000kcal/kg～9,000kcal/kg程度と高カロリー化が顕著となっている。

焼却対象物としている、プラスチックごみは、焼却時の低位発熱量がその他の可燃ごみと比べて高いため、資源化により、ごみ質が改善（低カロリー化）される。

また、プラスチックごみの資源化により発熱量が低下すれば、時間焼却量をアップできると考えられ、焼却量の削減と併せて一日あたりの操業時間も短縮できると想定される。

よって、現在焼却対象物となっている、その他プラスチック製容器包装類の資源化について検討するとともに、処理対象物の量、性状の変動に留意し、効率的な処理を目指し、処理経費の軽減に努めるものとする。

本施設（島後清掃センター）は、平成5年4月に稼動を開始し、18年経過している。この間、継続的に定期整備工事・機器の更新を実施し、施設の延命化を図ってきた。

一般的には、施設の更新時期は、稼動後15年～20年とされており、更新時期を迎えているものの、現在の財政状況等を考慮すれば施設の更新を行うことは困難であり、当面、現有施設の延命化対策を行って安定した、ごみ処理を維持する必要がある。

そのため、ごみの減量化・資源化・ごみ質の改善を図るとともに、焼却施設の精密機能検査を実施し、施設の老朽化や損耗の状況を把握する。これに基づき整備手法等の検討を

行う長寿命化計画を策定し、稼働後 25 年～30 年間は使用できるよう延命化を図る。

## ②資源ごみ

現在、カン類、びん類、ペットボトル、古紙類について、島後リサイクルセンターにおいて再資源化を行っている。

ごみの再資源化は、焼却量の削減並びに最終処分場量の削減につながることから、リサイクルセンターの積極的な活用は、埋立処分場の延命化に大きく寄与するものである。

今後、その他プラスチック製容器包装類の資源化を検討する上で、容器包装リサイクル法の資源化ルートの活用が不可欠であるため、現施設が引き取り基準を満たすための施設であるのか、人員の配置は適正であるのか等、入念な計画や調整を図る必要がある。

基本的には、現在の資源回収機能を十分に活用していくこととし、財政の効率的運用、費用対効果等を考慮した上で、適正な施設、人員配置の整備を図り、効率的なごみの再資源化を図っていくこととする。

## ③不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみ、粗大ごみの処理は、島後リサイクルセンターにおいて、破碎・選別・圧縮処理を行ない、資源物の回収と埋立物の減容化を行っている。

家電リサイクル法に基づく再商品化による家電 4 品目及び資源有効利用促進法に基づく家庭用使用済みパソコンの再商品化により、これらの廃棄物が本町の処理対象物から除外されたため、施設への負荷が小さくなったが、その他にも複数の素材から構成される家電製品等が排出されることから、施設の維持管理を継続しもって埋立物の減量、減容化を進めるものとする。

なお、家電リサイクル法等適用物については、今後、対象品目が追加されることが考えられるため、煩雑化する引取りシステムを十分に周知してもらえよう、住民に啓発するとともに、販売者に対して指導していくものとする。

## ④不法投棄等の防止対策

隠岐地域には地質・動植物・文化に世界的な価値を有するものが数多くあることから、本町においても世界ジオパーク登録に向けて活動をしているところである。

この自然の中に不法投棄物が数多く点在することは、世界ジオパーク登録に支障をきたすと考えられる。

平成 21 年度環境モニター事業において不法投棄物の現状を把握するため、投棄場所の地図を作成した。これに基づき今後回収・処分計画を策定することが必要となる。

また、不法投棄や不適正なごみ処理を防止するため、地域や警察などの関係機関と連携し、ボランティア団体や周辺住民の協力のもと、環境モニターによる監視・指導体制の強

化を図るとともに、不法投棄の防止に向けた町民・事業者への指導・啓発・支援を実施する。

#### ⑤海岸漂着ごみの対策

近年、我が国においては、国内外から大量のごみが漂着しており深刻な問題となっている。この対策として平成 21 年 7 月 15 日に海岸漂着物処理推進法が制定され、これに基づき県と市町村は連携し、この問題に取り組んでいくこととなっている。

島根県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、国の地域環境保全対策補助金を受けて地域グリーンニューディール基金として積立て、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間の事業で、県内の海岸線を有する市町村へ県支出金として交付する制度を創設した。

本町においては、この基金を活用し平成 23 年度に事業を実施することとなるが、平成 24 年度以降この海岸漂着ごみの処分や撤去には膨大な費用を必要とすることから、県と連携し特に財政面で、国への要望活動を重点的に行っていく必要がある。また、当面は各地域と協働しながら海岸漂着物の問題に取り組んでいくこととする。

### 3. 最終処分計画

#### 3-1 最終処分に関する目標

最終処分の目標は、埋立物の減量と減容を進め、現有施設の延命化に努めるとともに、施設の適正な管理を継続していくことにより、最終処分の円滑化を図ることとする。

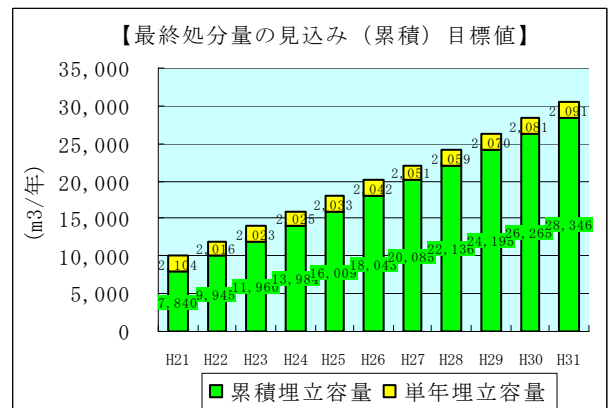
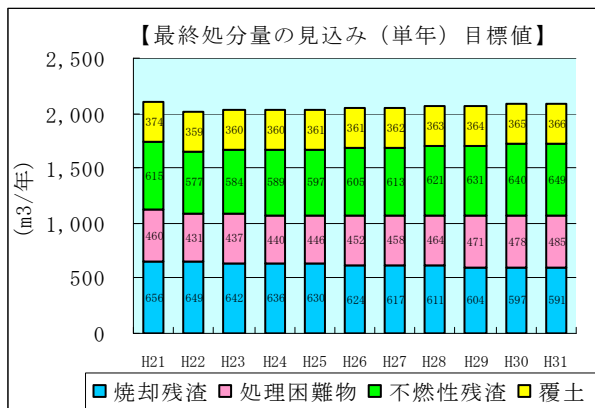
#### 3-2 最終処分の方法

現行どおり、島後清掃センターから排出される焼却残渣及び島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣（処理困難物を含む。）について、島後一般廃棄物最終処分場において埋立処分を継続していくものとする。

#### 3-3 最終処分の容量

埋立処理場への最終処分量を下表に示す。これによると、今後10年間で埋立処分が必要となる容量（覆土を含む）は30,437 m<sup>3</sup>であり、現有処分場において、30年程度の処分が可能となる見込みである。

なお、ここで示す量は、ごみ減量目標値を設定した場合のものである。



#### 3-4 最終処分の施策

①最終処分の対象は、リサイクルセンターで再資源化できない一般廃棄物及び焼却残渣とする。なお、再資源化できない一般廃棄物については可能な限り再資源化と減容化を図った後のものであることとする。

②最終処分場の適正な維持管理に努め、関係住民等の理解の得られる施設運営を継続していくものとする。

③最終処分場の跡地利用は、周辺地域の要望等を考慮しつつ検討していくものとする。

## 第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 1. 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康または生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある廃棄物として、①ばいじん、②PCB使用製品、③感染性医療廃棄物が指定されている。

#### ①ばいじん

ばいじんについては、自治体焼却施設から排出されるもの以外は産業廃棄物であることから、関係機関と連携し、事業者への適正処理を指導する。

#### ②PCB使用製品

PCB使用製品は、下表に示すものがあげられるが、これらについては製造メーカーによる処理を原則とする。

よって、適正処理を推進するために販売店での引取り等について協力を要請するとともに、排出者である住民に対しても不法投棄等を行なわないよう啓発していくものとする。

なお、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法対象品目であるので、本町においては、小売業者に引取義務のないもので、再商品化等料金の支払行為がなされたものだけを、自己搬入により受付し指定引取り場所まで運搬する。

廃電子レンジについては、本町に排出された粗大ごみ中にこれらの製品が含まれる場合は、本町により、適正処理を行うものとする。

PCBを使用する部品の処理状況

部 品	処理内訳
廃エアコンディショナー	販売店を通した引取りにより、製造メーカーによる適正処理を原則とする。
廃テレビジョン受信機	
廃電子レンジ	

#### ③感染性廃棄物

感染性廃棄物については、医療機関から発生するものすべてを特別管理産業廃棄物許可業者へ委託することを推進している。

よって、本町においても、こうした排出者による処理・処分を推進するため、島根県と協力して排出事業者への適正処理の指導等を行うものとする。

## 2. 適正処理困難物

適正処理困難物については、廃棄物処理法により、①廃タイヤ②廃 25 インチ以上のテレビ、③廃 250ℓ以上の冷蔵庫、④廃スプリングマットレスが指定されている。

この内、25 インチ以上のテレビ、250ℓ以上の冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われている。

本町では、収集・処理しないごみとして下表に示すものとするので、販売業者等による引取りについて協議・要請していくとともに、排出者への適正処理の啓発及び指導を行うものとする。

なお、下表に示した品目以外に、町が処理する際に支障があると認めるものは、必要に応じその都度定めていくものとする。

本町で収集・処理しないごみ

項 目	内 容	適用品目の例
①感染性のあるもの	医療機関から排出される感染性一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血液の付着したガーゼ、包帯等</li> <li>・手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物</li> </ul>
②有害性のあるもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害・有毒性の強い物質を含むもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリー</li> <li>・農薬、劇薬、その他毒性物質が混入しているもの</li> </ul>
③危険性のあるもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類（未使用の花火を含む）</li> <li>・ガスボンベ</li> <li>・エンジン類</li> </ul>
④引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料、溶剤及び灯油類</li> <li>・燃えがらや残焼物で火気のあるもの、又は高温のもの</li> </ul>
⑤その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤ</li> <li>・自動車、オートバイ等</li> <li>・草刈機、耕運機、チェーンソー等</li> <li>・田植え機等農業用機械</li> <li>・消火器</li> <li>・ピアノ</li> <li>・家電リサイクル法に基づく、廃家電 4 品目</li> <li>・資源有効利用促進法に基づく、家庭用使用済みパソコン</li> </ul>

## 3. 廃家電 4 品目の処理

家電リサイクル法の規定により、製造業者、小売業者、消費者にそれぞれ義務が課されている。

廃家電 4 品目については、現行体制を踏襲して行くこととし、小売業者に引取義務のないもので、再商品化等料金の支払行為がなされたものだけを、自己搬入により受付し、指定引取場所まで運搬することとする。

#### 4. 家庭用使用済みパソコンの処理

家庭での使用済みパソコンを有益な資源として再利用するために、平成15年10月1日から「資源有効利用促進法」に基づき、製造事業者により自主回収及び再資源化が行なわれている。(事業系パソコンについては平成13年4月から開始されている。)

よって、本町においては、家庭用使用済みパソコンのリサイクルが促進されるよう、制度の普及、広報を行うこととする。

##### (1) メーカーが回収するパソコン

メーカーが回収・リサイクルの受付窓口になる。家庭の使用済みパソコンで、PCリサイクルマークがついているものは、新たな料金負担なしで、メーカーが回収・再資源化する。マークがついていない製品は、回収再資源化料金が必要となる。

##### (2) 回収するメーカーがないパソコン

自分で組み立てたパソコンや倒産したメーカー・輸入販売会社のパソコンなど、回収するメーカーがないものについては、「パソコン3R推進センター」が有償で回収・再資源化する。

※PCリサイクルマークのついたパソコンでも、メーカーが倒産した場合は、「パソコン3R推進センター」が回収・再資源化する。但し、新たに所定の回収再資源化料金が必要となる。

## 第6節 計画の推進

本計画は、ごみの減量と排出されたごみを最大限に資源化するとともに、可能な限り環境負荷を少なくした循環型社会の形成に向けた施策を展開することを基本方針としている。

この基本方針を達成するためには、行政主体のごみ処理のあり方ではなく、町民と事業者も一体となった取組みが必要となる。このため、町民・事業者・行政が本計画の基本方針や目標、ごみ処理の現状など共有化し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってくる。また、計画を進行するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みが必要となる。

このようなことから、ISO14001 環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方を本計画においても導入し、目標や施策の実施状況を管理し、審議会で報告・見直しを行い継続的に改善することで本計画を進行管理していくものとする。

